

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

2017年7月7日、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「取得、保有、貯蔵、移転」を禁止し、さらにその「使用、使用の威嚇」を禁止している。また、自国に他国の核兵器を「配置、設置、展開」の許可することも禁止している。

同条約は、50か国が批准した時点から90日後に発効する。現在35か国が批准しており50か国が批准するのは時間の問題となっている。2017年のノーベル平和賞は国際 NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与された。世界の多くの国々は、唯一の被爆国である日本に同条約に署名・批准することに期待を寄せている。被爆者の方たちも日本政府に署名・批准するよう強く求めている。2019年11月にはローマ教皇が38年ぶりに来日し、長崎で核兵器廃絶を訴えた。

犬山市は、昭和60年に人類の平和を願い、非戦・核兵器廃絶のため全力を尽くすことを誓う「平和都市宣言」を行い、平和を願うパネル展の開催や平和行進への参加などに積極的に取り組んでいる。

よって、日本政府に対し、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く求めると共に、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

愛知県犬山市議会
議長 中村 貴文

提出先

内閣総理大臣

外務大臣